

健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

○健全化判断比率

(単位：％)

	平成22年度		平成21年度		前年度比	財政再生基準	備 考
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準			
実質赤字比率	－ (△7.06)	13.10	－ (△5.29)	12.92	－ (△1.77)	20.00	歳入総額から歳出総額を差し引いた額の標準財政規模に対する比率
連結 実質赤字比率	－ (△24.30)	18.10	－ (△19.83)	17.92	－ (△4.47)	※ 35.00 (40.00)	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3か年平均)	3.5	25.0	3.8	25.0	△0.3	35.0	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	－ (△5.0)	350.0	－ (△4.6)	350.0	－ (△0.4)	/	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備考

- 1 比率欄の括弧内に実質赤字の程度（比率）を記載
  - 2 比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。
  - 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は議会の議決を経て「財政再生計画」を作成し、住民に公表し、及び総務大臣に報告する。
- ※ 連結実質赤字比率に対する財政再生基準は平成21年度は40.00、平成22年度は35.00である。

○公営企業の資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	平成22年度		平成21年度		前年度比	備 考
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	－ (△149.3)	20.0	－ (△148.6)	20.0	－ (△0.7)	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
公共下水道事業特別会計	－ (△24.0)	20.0	－ (△6.4)	20.0	－ (△17.6)	

備考 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。

地方財政再建促進特別措置法にかわり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）が施行された。地方公共団体財政健全化法では、地方自治体の財政健全性の比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）の公表の制度を設けることにより、自治体財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることを目的としている。なお、地方自治体は、毎年度、その指標を監査委員の審査に付し、議会に報告し、及び公表することとなった。